

令和4年11月22日

住宅局建築指導課

改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に向け官民一体で周知に取り組みます

～「改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議」の設置～

本年6月17日（金）に公布された改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑な施行に向けて、設計者や施工者、審査者、発注者等が適切に対応できるよう、関係団体と連携し、実効性のある周知活動を展開するため、「改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議」を設置し、情報共有や意見交換等を行います。

1. 開催日時

令和4年11月25日（金）11時～12時

2. 開催場所

ベルサール半蔵門 2階 HALL A

（東京都千代田区麹町1-6-4 住友不動産半蔵門駅前ビル）

3. 主な議題（予定）

- ・改正概要
- ・今後のスケジュール 等

4. 参加団体

別紙のとおり

5. その他

- ・会議は非公開、カメラ撮りは冒頭あいさつまでとさせていただきます。
- ・希望される方は、令和4年11月24日（木）15時までに、（一財）建築行政情報センター<inquiry@icba.or.jp>宛に、所属・氏名・連絡先（電話番号及びメールアドレス）をお送り下さい。
- ・当日は、名刺等（所属・氏名・連絡先が分かるもの）をご持参ください。
- ・会議資料は、以下の国土交通省ホームページに掲載しています。議事要旨については後日同ページに掲載予定です。

< https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000168.html >

【問い合わせ先】 国土交通省 住宅局 建築指導課 亀元、原田
電話：03-5253-8111（内線：39-516、39-538）
FAX：03-5253-1630